

高校生世代まで医療費無料化

問い合わせ先 市民課医療助成係 ☎ (76)0972

令和5年4月1日から、子どもの福祉医療費助成対象者を高校生世代（18歳を迎えた最初の3月末）までに拡充します。令和5年度に高校2・3年生世代の人が助成を受けるには、受給資格者証（ピンク色のカード）の交付申請が必要です。忘れずに申請書を提出してください。

助成対象期間 16歳になる年度の4月1日から18歳になる年度の3月31日まで

助成内容 令和5年4月1日以降の診療分から、入院費・通院費の保険診療窓口負担分が助成対象となります。

令和5年度に高校2・3年生世代の人（H17.4.2～H19.4.1生）

申請書は2月下旬に発送し、新しい証は申請後、3月下旬に発送します。
申請に必要な物 申請書、子どもの健康保険証
申請期限 3月3日(金)

令和5年度に高校1年生世代の人（H19.4.2～H20.4.1生）

申請手続き不要（自動更新）
現在、中学3年生で福祉医療費受給資格者証をお持ちの人は、3月下旬に新しい証を発送します。



障害者福祉医療制度の所得制限の変更

問い合わせ先 市民課医療助成係 ☎ (76)0972

障がい者の福祉医療制度では、これまで障害等級に応じて所得制限を設けていましたが、公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、令和5年8月1日から全ての人に所得制限を行うことになりました。所得制限基準額および収入額の目安などは下表をご覧ください。

所得の確認対象 受給資格者本人、同一世帯の配偶者・扶養義務者における最多所得者

※扶養義務者…父母・（曾）祖父母・子・（曾）孫・兄弟姉妹

身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかを受給中で福祉医療受給者証をお持ちの人の場合（表1）

（単位：円）

扶養親族などの数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,604,000	約 5,180,000	6,287,000	約 8,319,000
1人	3,984,000	約 5,656,000	6,536,000	約 8,586,000
2人	4,364,000	約 6,132,000	6,749,000	約 8,799,000
3人	4,744,000	約 6,604,000	6,962,000	約 9,012,000

身体障害者手帳3級、障害年金2級、特別児童扶養手当2級、療育手帳B1（B中）のいずれかを受給中で福祉医療受給者証をお持ちの人の場合（表2）

（単位：円）

扶養親族などの数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	1,450,000	約 3,700,000	6,287,000	約 8,319,000
1人			6,536,000	約 8,586,000
2人			6,749,000	約 8,799,000
3人			6,962,000	約 9,012,000

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠した計算方法になります。（表1）

※所得制限基準額は、受給資格者本人は住民税課税標準額、配偶者または扶養義務者は特別障害者手当に準拠した計算方法になります。（表2）

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。 ※扶養親族などの数は税法上実際に扶養している人の数です。